

## 足立区における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、職員が法第7条に規定する事項に関し、適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (対象職員)

第3条 この要領の対象となる職員（以下「職員」という。）は、足立区に勤務するすべての常勤若しくは非常勤職員又は派遣社員等区に直接帰属しないが公務に携わる者とする。

### (委託先事業者に対する説明)

第4条 所属する部署において、その業務を委託する場合、当該部署に所属する職員は、委託先事業者に対し、法及びこの要領の趣旨を説明し、障がい者に対し、委託先事業者の職員が足立区に勤務する職員と異なる対応を行わないよう注意するものとする。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 職員は、その事務の遂行に当たり、障がい者（法第2条第1項第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）に対し、その障がいを理由として（障がいに関連する事柄を理由とする場合も含む。）障がい者でない者と比較して区別、排除、制限又は条件を付ける等の異なる取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 前項の場合において、当該取扱いが障がい者の事実上の平等を促進若しくは達成するために必要な特別なものである場合又は客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであり、他に代わる手段がない等の止むを得ない場合においては、当該取扱いは、不当な差別的取扱いに当たらないものとする。

### (合理的配慮の提供)

第6条 職員は、その事務の遂行に当たり、障がい者、その家族又はその関係者（以下「障がい者等」という。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（言語、筆談又は手話等のあらゆる手段によるものを含む。）があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障がい者の障がいの状況に応じて社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 前項の規定に加え、職員は、障がい者等から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去が必要だと明白な場合は、障がい者に適切と思われる配慮を提案する等自主的な対応を行うものとする。

3 職員は、合理的配慮の提供に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 本来の業務に付随するものに限られること。

(2) 障がい者が障がい者でない者と同等の機会の提供を受けるためのものであること。

(3) 事務又は事業の目的、内容、若しくは機能の本質的な変更には及ばないこと。

(4) 事務又は事業への影響の度合い、実現可能性の程度、財政状況等を考慮したうえで過重な負担ではないこと。

4 職員は、前項に定める事項を考慮した結果、合理的配慮の提供が困難であると判断した場合、障がい者に対し、合理的配慮の提供が困難である旨の説明を行い、理解を得るように努めるものとする。

(管理監督者の責務)

第7条 職員のうち、管理監督者にあたる職責の者は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者に対し不当な差別的取扱いが行われないよう注意するとともに、障がい者に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

(相談体制)

第8条 職員は、障がい者等から障がいを理由とする差別に係る相談に対し、当該相談内容に関係する部署(以下「関係部署」という。)と連携を図ったうえで適切に対応するものとする。

2 前項の規定に加え、福祉部障がい福祉課の職員は、関係部署の連携を可能とする体制の構築に努めるものとする。

(職員への研修・啓発)

第9条 区長は、障がいを理由とする差別を解消するため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 職員は、障がいの特性やその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等に関する障がい理解に資する講演会や障がい者と接することが可能なイベント等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(情報共有)

第10条 職員は、障がい者に対する差別解消に当たり、足立区地域自立支援協議会設置要綱(20足福セ発第748号)に基づき設置された足立区地域自立支援協議会において、相談事例に係る情報を互いに共有し、連携を図るものとする。

付 則(28足福障発第416号 平成28年5月6日 福祉部長決定)

この要領は、決定の日から施行し平成28年4月1日から適用する。